

《鳴門市農業委員会 1月総会 議事録》

開催日時 令和4年1月27日(木) 午後2時

開催場所 うずしお会館2階会議室

出席委員 1番 石園 順市 2番 稲木 伸顕 3番 井上 富夫
4番 大西 善郎 5番 小川 佳 6番 里見 廣治
7番 高田 吉敏 8番 竹村 昇 9番 谷口 清美
10番 中井 弘 11番 濱堀 秀規 12番 林 恭子
13番 林 博子 16番 藤江 厚子 17番 藤本 詳治
18番 増金 義文 19番 松浦 秀樹 20番 向 栄治

欠席委員 14番 平瀬 惣一

議 案

議案第1号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について(農林水産課)
利用権設定(農地中間管理機構) 1件
議案第2号 農地法第4条の規定による許可申請について 1件
議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について 1件
議案第4号 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件

報 告

①農地法第3条の3第1項の規定による届出について 10件
②農地法第4条第1項第8号の規定による届出について 2件
③農地法第18条第6項の規定による通知について(経営基盤法) 32件
④使用貸借解約について 2件
⑤非農地証明願について 2件
⑥徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について 7件

事務局長 定刻がまいりましたので、ただいまから令和4年1月の農業委員会を開会いたします。
それでは開会にあたりまして谷口会長よりご挨拶をお願いします。

谷口会長 <挨拶>

事務局長 ありがとうございます。
それではまず、事務局より委員定数のご報告をいたします。
委員定数20名の内、出席委員18名、欠席委員1名、欠員1名であり、過半数に達しております。
よって、鳴門市農業委員会会議規則第6条の規定によりまして、この総会が成立していることをご報告いたします。
それでは進行は、谷口会長よりお願いいたします。

谷口会長 議事に入ります前に、議事録署名人を選任します。
議事録署名人は、6番 里見委員、7番 高田委員にお願いいたします。
それではこれより議案に基づき、議事を進行してまいります。
『議案第1号』農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画についての審議に入ります。
この案件について、事務局より説明を求めます。

事務局係長 <1. 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集積計画について >
利用権設定（農地中間管理機構） 1件

谷口会長 ただいまの説明について、ご質問・ご意見等あればお願いします。

向委員 農地バンクを利用するのとしないのとどこが違う？

事務局係長 大きな違いとしては、通常の農業経営基盤強化促進法に基づく利用権の設定は、貸し手と借り手が直接契約をするのですが、今回の申請については、中間管理機構という公的機関が入って仲介するようになります。

向委員 貸す方も、借りる方も、農地バンクに登録してから、そういうことができるということ？

事務局係長 おっしゃる通りです。

向委員 わかりました。

谷口会長 他にございませんか。また中間管理機構の話については一番初めの方にしたと思うのですが、皆さん忘れているのかもわかりませんね。また今度、合同会議の時にでも中間管理機構の方に来ていただいて説明をしていただくという事でよろしいでしょうか。

他に、ご質問・ご意見等は無いようでございますので、採決いたします。

『議案第1号』について、ただいまの説明のとおり承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 それでは、『議案第1号』につきましては原案どおり承認といたします。

次に、『議案第2号』農地法第4条の規定による許可申請についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <2. 農地法第4条の規定による許可申請について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に地元委員さんよりご意見ををお願いします。

申請番号1番について、地元委員さんからご意見ををお願いします。

里見委員 6番。申請地は、人権福祉センターの南東に位置する農地です。

申請人は、自宅敷地に子が住宅を新築するにあたり、自宅進入路を拡幅するため農地の一部を転用することになり、この度の申請となりました。

事業計画では、既設進入路はコンクリート張りです。拡幅部分は、碎石を敷いた上に山土で盛り土して整地します。また、コンクリート擁壁を新設して土砂の流出を防ぐことで被害防除を図ります。

排水については雨水のみで、自宅敷地に流入する見込みですが、地先水路に流入しても差し支えない旨、市場土地改良区の同意を得ており、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、人権福祉センターから南東へ約550mに位置しており、周囲を宅地に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

申請人は、自宅敷地に子が住宅を新築するにあたり、建築基準法の接道条件を満たすため、自宅進入路を拡幅する必要があります。この進入路は30年ほど前から利用していましたが、拡幅の手続きを進める中で農地法上の手続きを行っていなかったことが判明したため、この度の拡幅工事と併せ、本申請にて適法状態とするものです。なお、本申請にあたり、転用部分を分筆した他、今後は無断での転用行為を行わない内容の始末書も提出しております。

事業計画では、既設進入路はコンクリート張りとなっています。拡幅部分については、碎石を敷いた上に山土で盛り土して整地します。また、コンクリート擁壁を新設して土砂の流出を防ぐことで被害防除を図ります。

排水については雨水のみであり、進入路に勾配があるため自宅敷地に流入する見込みですが、地先水路に流入しても差し支えない旨、市場土地改良区の同意を得ています。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であるため、事業計画については適当と認められます。

谷口会長 それではお諮りいたします。
申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同 <異議なし>

谷口会長 申請番号1番については原案どおり承認といたします。
以上で議案第2号については全てご審議いただきました。
次に、『議案第3号』農地法第5条の規定による許可申請についての審議に入ります。
まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長 <3. 農地法第5条の規定による許可申請について 1件>
・申請番号1について申請内容説明

谷口会長 次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。
申請番号1番について、地元委員さんからご意見お願いいたします。

石園委員 1番。申請地は、堀江公民館から北東に位置する農地です。
譲渡人は、長く耕作しておらず、後継者も居ないため、申請地の処分を検討していました。
この度、申請地の隣で●●●を営んでいる会社で、来客者及び従業員用に駐車場の拡張を計画していた譲受人との間で売買の話がまとまり、今回の申請になりました。
事業計画では、整地した後に碎石を敷きます。
排水については雨水のみであり、地下浸透及び前面道路側溝に排水する計画ですので、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長 ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。
次に事務局より農地法等の法令の観点からの説明を求めます。

事務局係長 申請地は、堀江公民館から北東へ約170mに位置しており、周囲を宅地、山林、県道大谷榎木線に囲まれた10ha未満の広がり無し第2種農地に該当します。

譲渡人は、長く耕作しておらず、後継者も居ないため、申請地の処分を検討していました。この度、申請地の隣で●●●を営んでいる会社で、来客者及び従業員用に駐車場の拡張を計画していた譲受人との間で売買の話がまとまり、今回の申請になりました。

事業計画では、整地した後に砕石を敷きます。

排水については雨水のみであり、地下浸透及び前面道路側溝に排水します。

資金計画も妥当であり、周辺農地への影響も軽微であることなどから、事業計画については適当と認められます。

谷口会長

それではお諮りいたします。

申請番号1番について、承認することにご異議ございませんか。

委員一同

<異議なし>

谷口会長

申請番号1番については原案通り承認といたします。

以上で、『議案第3号』については、全てご審議いただきました。

次に、『議案第4号』相続税の納税猶予に関する適格者証明についての審議に入ります。

まず、事務局より申請内容の説明を求めます。

事務局係長

<4. 相続税の納税猶予に関する適格者証明について 1件>

・申請番号1について申請内容説明

谷口会長

次に、地元委員さんよりご意見をお願いします。

申請番号1番について、地元委員さんご意見お願いいたします。

藤本委員

17番。申請者は大津町で梨及び甘藷を生産する農家です。

申請地には梨及び甘藷を栽培しており、今後も農業経営を続けていく意思も確認できていることから、今回の申請につき、許可しても問題無いと考えます。

谷口会長

ただ今、地元委員さんからのご意見をいただきました。

申請番号1番について、採決いたします。

許可することにご異議ございませんか？

委員一同

<異議なし>

谷口会長

無いようでございますので、申請番号1番については原案通り承認といたします。

以上で、『議案第4号』については、全てご審議いただきました。

次に、『議案第5号』報告事項に入ります。

報告事項については、事務局より一括して説明を求めます。

事務局係長

< 5. 報告事項 55件 >

- | | |
|----------------------------------|-----|
| ① 農地法第3条の3第1項の規定による届出について | 10件 |
| ② 農地法第4条第1項第8号の規定による届出について | 2件 |
| ③ 農地法 18条第6項の規定による通知について (経営基盤法) | 32件 |
| ④ 使用貸借解約について | 2件 |
| ⑤ 非農地証明願について | 2件 |
| ⑥ 徳島県農業会議常設審議委員会への諮問案件結果報告について | 7件 |

谷口会長

ただ今、事務局より説明のありました報告事項について、ご質問等ございませんか。
無いようでございますので、『議案第5号』報告事項については、原案どおり承認すること
といたします。

以上で、本日の議案については全てご審議いただきました。その他、何かございますか。
事務局、何かありますか。

事務局次長

合同会議の方でさせていただきます。

谷口会長

他にございませんか。それでは、これをもちまして令和4年1月の総会を終了いたします。
ありがとうございました。

閉会 14時34分

令和4年1月27日

会 長 谷 口 清 美

議事録署名者 里 見 廣 治

議事録署名者 高 田 吉 敏